令和７年度決算特別委員会資料　　資料請求番号２６

市民環境部市民活動支援課

女性のための相談事業の内容と件数、外部委託であろうが職員が出来ない範囲か

１　女性のための相談事業の内容と件数

区分	内容	件数
一般相談	夫婦関係、親子関係、生き方、人間関係など幅広く女性からの相談を受け、相談内容によっては他の専門機関を紹介する。また、心理的支援が必要な場合は専門相談を、法的な助言が必要な場合は法律相談を案内する。	110 件
専門相談	夫婦関係、親子関係、生き方、人間関係などの悩みを抱え、心理的な支援を必要とする女性を対象に、ジェンダーの視点を踏まえて話を聞き、問題解決に向けたカウンセリングを行う。	56 件
法律相談	離婚、養育費、相続などの法律上の問題について、女性弁護士による専門的な助言を行う。	25 件

※件数は令和７年度実績

２　外部委託であろうが職員が出来ない範囲か

一般相談を市職員が対応している一方、専門相談及び法律相談は業務委託により実施しています。

専門相談については、ジェンダーの視点を踏まえた専門的な心理的支援や情報提供を行うため、フェミニストカウンセラーの有資格者が対応しています。また、法律相談については、専門的な法的知識に基づく助言を行う必要があるため、弁護士が対応しています。

このように、専門相談及び法律相談は、それぞれ高度な専門性や専門資格を必要とすることから、市職員のみで対応することは困難であり、専門的な知識を有する外部の専門家に委託して実施しています。